

寒河江市保育の必要性の認定に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条の規定による保育の必要性の認定に関し、必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(保育の必要性の事由)

第3条 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとは、小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次に掲げる事由のいずれかに該当する者とする。

- (1) 1月当たりの就労時間の常態が48時間以上であること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 教育施設に在学し、又は職業訓練施設において職業訓練を受けていること。
- (8) 児童虐待又は配偶者からの暴力のおそれがあること。
- (9) 育児休業をする場合、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休

業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(寒河江市保育所における保育の実施に関する条例の廃止)

第2条 寒河江市保育所における保育の実施に関する条例（昭和62年市条例第7号）は、廃止する。